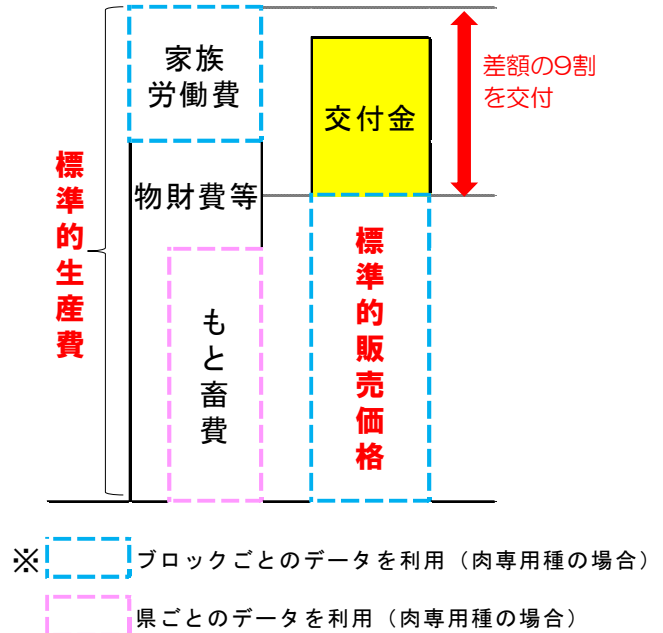


肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）概要

（第2業務対象年間：令和4年4月1日～令和7年3月31日）

【ポイント】

- ①法律に基づいた制度です。
- ②肥育牛 1 頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額の9割を交付します。（右図）
- ③交付金の負担割合は、国（機構）：生産者＝3：1です。
- ④肉専用種は「ブロック（九州）算定」、交雑種と乳用種は「全国算定」です。
- ⑤納付した負担金に残額がある場合、業務対象年間終了後、負担割合に応じ返戻します。



1 登録生産者について

- 肉用牛を販売する目的で、肉用牛の肥育を業として行っていること
 - 業務対象年間ごとに機構へ「要件審査申請書」を提出し、承認を受けること
 - 登録内容に変更があった場合（経営継承、法人化等）、変更届を提出すること
- ※新規参入者以外は途中加入できません

2 負担金単価について（令和5年度）

- 負担金単価は、毎年度、機構が定めます。
- 負担金徴収時に、1 頭当たり 500 円の事務手数料を徴収します。

区分	納付月齢	肉用牛 1 頭当たり の負担金単価	負担金内訳		
			生産者	佐賀県（助成）	
肉専用種	黒毛和種	25 か月齢	15,000 円	13,500 円	1,500 円
	褐毛和種	22 か月齢			
	その他肉専	20 か月齢			
交雑種(全国一律)	22 か月齢	17,000 円	15,850 円	1,150 円	
乳用種(全国一律)	18 か月齢	14,000 円	13,100 円	900 円	

3 登録申込について

- 登録申し込みは、満6か月齢から満14か月齢に達する日までです。
- 登録生産者の**所有牛であることを証する書類**が必要です。(購入伝票等)
- 登録の確定にはトレサへの**転入報告**が必要です。(外部導入の場合)
- 17か月齢に達する日に**個体登録台帳**へ登録します。(個体登録通知書を発行)

4 交付対象牛について

以下の全ての要件が必要です

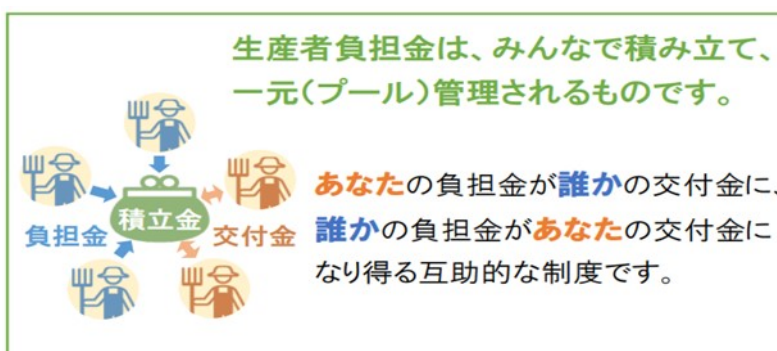
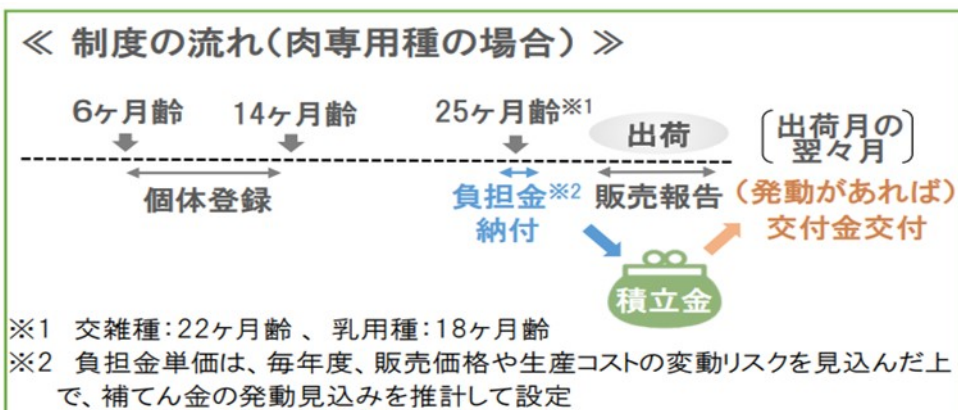
- 満17か月齢に達するまで肥育されていること
- 8か月以上継続して佐賀県内で肥育されていること
- 繁殖又は搾乳の用に供していないこと
- 負担金が納付されていること
- 販売したことが確認できること (全部廃棄は販売ではなく異動となります)

5 販売の申出 (交付金の交付申請) について

- **販売した月の翌月15日までに**証拠書類とともに販売申出書を提出してください。
- 販売の確定にはトレサへの**転出報告**が必要です。

6 異動の報告について

- 申込牛について、死亡等があった場合は、**速やかに**削除申出書を提出してください。
- トレサへの**転出報告**が必要です。



(公社) 佐賀県畜産協会
〒840-0803
佐賀市栄町2番1号
価格対策課
TEL: 0952-24-7121
FAX: 0952-25-0863